資料　３

介護予防支援に係るケアマネジメント業務の委託事業所の承認に係る報告について

１　指定する事業所について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所名称 | 事業所所在地 | 指定年月日 | 契約する地域包括支援センター |
| １ | 有限会社ふじ介護サービス  指定居宅介護支援事業所 | 流山市富士見台２丁目５番地の１  小田急ハイツ２１－３０３ | 平成２７年８月１日 | 北部地域包括支援センター |
| ２ | エスケアステーション松戸  居宅介護支援 | 松戸市新松戸四丁目２８１番  ルイメゾン１　１０４号室 | 平成２７年９月１日 | 中部地域包括支援センター |

２　これらの事業所に対する流山市としての方針等について

　介護保険法第１１５条の２３第３項に指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができると規定されて

いる。

　今回申請のあった事業所は、介護保険法第７９条の規定による指定居宅介護支援事業所であるとともに、地域包括支援センターからの届け出書類に基づいて審査した結果、適切な介護予防ケアマネジメントを実施することができるものと認め、市として承認するものである。